誓　約　書

　　　　年　　月　　日

　福島県知事

所　在　地

法　人　名

代表者役職

代表者氏名

１　事業者の指定を受けるにあたって、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

ア　介護保険法（平成９年法律第123号）又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下政令という。）第35条の２に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

　イ　政令第３条第１項第２号に基づく介護員養成研修事業者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者。

　ウ　アとイに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある場合を除く。）で、当該届出日から起算して５年を経過しない者。

　エ　法人又は団体（以下「法人等」という。）の代表者が、次のいずれかに該当する者。

　　（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

　　（イ）アに該当する者。

　　（ウ）イに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者。

　　（エ）ウに規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して５年を経過しない者。

　オ　法人等又は法人等の代表者若しくは役員等が、次のいずれかに該当する者。

　　（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下｢暴力団員｣という。）であると認められる者。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

（エ）暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

２　事業者の指定を受けるにあたって、福島県介護員養成研修事業実施要綱、その他関係法令等を遵守することを誓約します。